番号	厚労Ｂ006
特定地域活性化事業の名称	歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導推進事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年３月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	歯科衛生士等の介護予防居宅療養管理指導については、歯科医師の直接の指示等を受けた歯科衛生士等が実施し、終了後は当該歯科医師に直接報告することとしている。
特例措置の内容	指定地方公共団体が、特定地域活性化事業として、歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導推進事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所から離れた場所であっても、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師との密接な連携を確保し、指定介護予防居宅療養管理指導を適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものであれば、当該場所から歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を行うことを可能とする。
同意の要件	指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師との密接な連携を確保し、指定介護予防居宅療養管理指導を適切に行うことを前提とした歯科衛生士等介護予防居宅療養管理指導を推進する事業を定めた計画であることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	地域活性化総合特別区域計画の区域内の指定介護予防居宅療養管理指導事業所から離れた場所であっても、厚生労働省が別に定める事務連絡等を踏まえ、指定地方公共団体が定める方法により、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師との密接な連携を確保し、指定介護予防居宅療養管理指導を適切に行うと所在地の指定地方公共団体の長が認めること。

番号	経産Ｂ002
特定地域活性化事業の名称	地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第48条第４項第４号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	電気事業法施行規則 第四十八条　１～３（略） ４　法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であって、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電気的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。 一～三　（略） 四　内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力十キロワット未満のもの
特例措置の内容	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第二条に規定する家畜排せつ物をエネルギー源等として利用する事業を定めた地域活性化総合特別区域計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該事業に係る内燃力を原動力とする火力発電設備に対する電気事業法施行規則第四十八条第四項第四号の規定の適用については、同号中「十キロワット」とあるのは「二十キロワット」とする。
同意の要件	指定地方公共団体において、出力10キロワット以上20キロワット未満の内燃力発電設備の保安に関する情報を収集する仕組みを作り、収集された情報について専門家により組織された委員会等によって分析等を行うなど、保安が確保される仕組みが構築されること。
特例措置に伴い必要となる手続	申請に当たっては、上記同意の要件が満たされていることを確認できる書類を添付すること。

番号	国交Ｂ004
特定地域活性化事業の名称	回送運行効率化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第26条の５
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中、回送運行許可番号標に記載された番号が判読できるように、回送運行番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に（合成樹脂製のものにあっては脱落しないように）取り付けることによって行うものとする。
特例措置の内容	総合特別区域内において、回送自動車を運行の用に供する場合、回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示のうち、後面の当該表示を省略できるものとする。
同意の要件	認定を受けようとする事業の内容について定めた地域活性化総合特別区域計画について、以下の内容が確認できること。 ①　特例を受ける回送自動車（以下「特例自動車」という。）を運行の用に供する道路の区間が特定されていること ②　当該区間が短く、かつ、当該区間における特例自動車以外の自動車の交通量が少ないこと ③　特例自動車が車列を組んで運行し、当該車列の最後尾の自動車の後面には、当該車列が回送運行効率化事業を行っている旨の表示を付すこと
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。